

# 東浦町地域強靱化計画<概要>

## 1 国土強靱化とは

日本では大規模自然災害が発生し、甚大な被害を受けるたびに長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。その反省から、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならずに迅速に回復できる、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築する事前防災及び減災、事前復興、経済成長といった発想に基づき、2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、2014年6月に国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されました。

また、愛知県においても、基本計画と調和を図りながら、県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携の下、総合的、計画的に推進する指針として「愛知県地域強靱化計画」が策定され、2015年8月に公表されました。

この基本計画に基づき、「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えをするものです。

## 2 強靱化の必要性

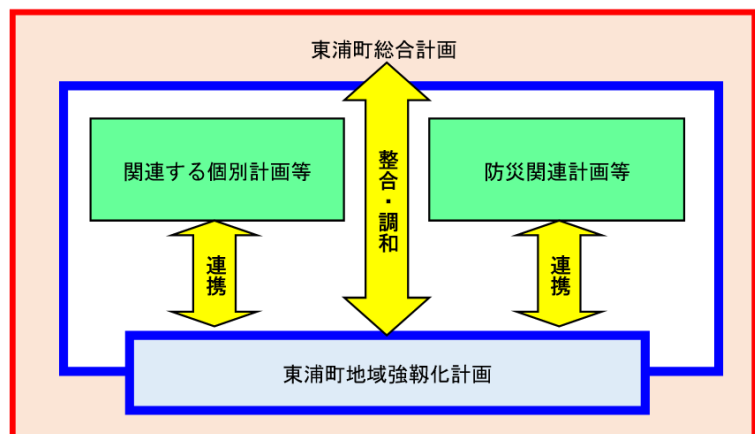
東浦町では、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、近年は激甚化する台風や局地的な集中豪雨の発生により、河川氾濫や高潮による浸水、土砂災害の発生も懸念されています。住民が、豊かな暮らしを続けていくためには、自然の猛威から目をそらさず、幅広い視点から、地域の強靱化に取り組む必要があります。

このような背景から、基本計画や愛知県地域強靱化計画と調和を図りながら、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるために、強靱化に関する指針となる「東浦町地域強靱化計画」を策定するものです。

## 3 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画で示された「基本目標」、「基本的な方針」を踏まえるなど、基本計画と調和を図りつつ、愛知県地域強靱化計画とも調和を図ります。

また、本計画は、東浦町のまちづくりの羅針盤である「東浦町総合計画」との整合と調和を図り、災害対策基本法に基づき災害に対処するための基本的な計画である「東浦町地域防災計画」と連携を図りながら、東浦町における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置づけるものです。



#### 4 東浦町の強靱化の基本目標

基本法第14条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や東浦町の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しています。

- 1 町民の生命を最大限守る。
- 2 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 3 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 4 迅速な復旧復興を可能とする。

#### 5 東浦町の強靱化を進める上での留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「東浦町の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととしています。

- 1 短期的な視点によらず、長期的な視点をもって計画的な取組を推進する。
- 2 人口減少等に起因する国民の需要の変化や社会資本の老朽化に対応する。
- 3 災害リスクや地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。
- 4 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時から有効に活用される対策となるよう工夫する。
- 5 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮する。
- 6 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、人のつながりやコミュニティの機能の向上を図る。

#### 6 対象とする区域及び想定するリスク

##### (1) 対象区域

本計画の対象区域は東浦町全域を基本とし、本町が主体となる取組を中心に扱いますが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要となる国や県、民間事業者、地域等との連携や役割分担も考慮した内容としています。

##### (2) 想定するリスク

東浦町に被害が生じる地震、津波、高潮、洪水、豪雨、台風、土砂災害、異常湧水の大規模自然災害を基本としています。ただし、本町に直接的な被害が生じないものの、間接的な影響がある他地域の大規模自然災害も考慮しています。

## 7 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定と推進方針

基本目標を達成し、東浦町の強靱化実現に向けて必要な事項を明らかにするため、本町の現状と課題を踏まえ、脆弱性評価を実施し、脆弱性評価に基づく推進方針を示しています。

なお、脆弱性評価の実施にあたり、基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本町の地域特性等を踏まえ、表現の修正や項目の削除を行い、40の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しています。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	1-2 市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		5-3 重要な産業施設の損壊、火災等
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生		5-5 金融サービス等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
			5-6 食糧等の安定供給の停滞
	5-7 異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食糧・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電施設）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	2-6 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱		
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	3-2 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		7-3 排水機場等の防災施設、ため池の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	4-3 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱		7-5 農地・森林等の被害による荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する			8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	
		8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	
		8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		8-7 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	

## 8 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

基本計画において設定された施策分野をもとに、表現の修正や項目の削除を行い、10の個別施策分野及び4の横断的分野を設定しています。

### （1）個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④エネルギー、⑤情報通信、⑥産業・経済、⑦交通・物流、⑧農林水産、⑨環境、⑩土地利用

### （2）横断的分野

①リスクコミュニケーション、②人材育成、③老朽化対策、④産学官民・広域連携

## 9 重点化推進方針

東浦町が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して推進方針の重点化を次のとおり選定しています。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

## 10 計画推進の方策

東浦町の強靱化を推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の点検・改善を行います。

### （1）計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、全庁的な体制の下、取組を推進します。また、国、県、市町村、民間事業者等の関係者との連携・協力により取組を推進します。

### （2）計画の進捗管理

本計画で位置づけた施策の推進方針に対して、町は進捗状況を毎年度可能な限り定量化して把握し、フォローアップを進めます。なお、重要業績指標の進捗管理については、個別のアクションプランの中で数値を把握しつつ、個別施策の実効性を高めていきます。

### （3）計画の見直し等

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、また、東浦町総合計画とも整合を図るために、概ね5年ごとに計画全体を見直すこととします。ただし、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が発生した場合などは、適宜必要な見直しを行います。